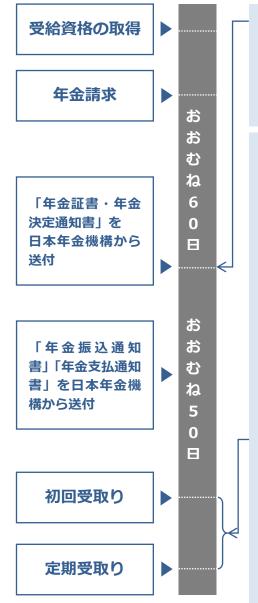
老齢基礎年金 お手続きの完了について

1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



「年金振込通知書」「年 金支払通知書」は、年金 額が変更にならない限り、 年1回6月上旬に届きま す。 「年金証書・年金決定通知書」でお知らせしている内容 は受給資格を取得した時点のものです。

老齢基礎年金の繰上げ請求をされる場合など、繰上げに 関する内容は**「支給額変更通知書」**でご確認ください。

■ 初回受取り

年金が決定されて初めてお受取りできるのは、年金 証書が日本年金機構から送付されてから、おおむね 50日程度です。

ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、 年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合が あります。最初にお受取りになる金額は、原則として 受取り開始年月分から直前の定期受取り月の前月分 までです。

※受取り開始年月は年金証書に記載の「**受給権を取得** した年月」の翌月分です。「年金決定通知書」に記載されています。

※繰上げ請求、繰下げ申出の場合には、請求日の翌月 分から受取りが開始されます。

■ 定期受取り

年金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日(土曜日、日曜日、祝日の場合は、その直前の営業日)にお受取りになれます。ただし、初めてお受取りになるときや、さかのぼって過去のお受取りが発生した場合などは、奇数月にお受取りになることがあります。

各定期月にお受取りになる年金額は受取り月の前2ヵ月分です。

例:2月のお受取り ⇒ 前年12月と、1月の2ヵ月分 4月のお受取り ⇒ 2月と、3月の2ヵ月分

裏面に続く

20230701 A-13 1

2. お問い合わせ先

次のような事例に該当したときには、各種のお手続きが必要となる場合がありますので、市区町村窓口、または年金事務所までご連絡ください。

こんなとき

氏名を変更したとき

住所を変更したとき

受取口座を変更したいとき

年金証書をなくしたとき

支払通知書等をなくした、または支払通知書等が届かないとき

受給者ご本人が死亡したとき

- ご本人が死亡したときを除き、原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせ ください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などの提出が必要となります。また、お手続きの内容によっては、住民票・戸籍謄(抄)本などの公的書類をご提出いただく場合もあります。
- 日本年金機構より年金証書、年金決定通知書とあわせて、パンフレット「年金を 受給される皆様へ」をお送りします。ご不明な点は、パンフレットもご参照くだ さい。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル) 050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165 (一般電話)

受付時間: 月曜日 午前 8:30~午後 7:00

火~金曜日 午前 8:30~午後 5:15 第 2 土曜日 午前 9:30~午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以後の開所日初日に午後 7:00 まで相談をお受けします。

※祝日 (第 2 土曜日を除く)、12 月 29 日 \sim 1 月 3 日はご利用 いただけません。

問合せ先

○○年金事務所所在地 ○○市・・・電話番号 ○○○-○○○-○○○

○○市○○部国保年金課 担当 年金係

所在地 ○○県○○市・・・

日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

20220701 A-13 2